

会 議 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	令和 4年 6月 9日 (水) 午後 1時30分 開会 午後 1時45分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6人)	米谷 政久 川添 康大 田中志摩子
	冨田 巖 相馬 欣行 舘 大樹
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情 7 号 子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員
定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制
度の堅持・拡充を求める陳情

結 果 採 択

午後 1 時 3 0 分 開会

○委員長【米谷政久議員】 ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第 7 号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【埜田巖議員】 それでは、「陳情第 7 号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」に対して意見を述べさせていただきます。

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法上の国民の権利、義務に関わるものであって、国は、地方公共団体と共に義務教育に係る費用を無償にし、国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っております。このため、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るべく、義務教育費国庫負担法に基づき、国は、義務教育費国庫負担制度により、都道府県、指定都市が負担する公立義務教育諸学校の教職員の給与費について、その 3 分の 1 を負担しています。当初、義務教育費国庫負担制度における国庫負担率は 2 分の 1 でしたが、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分、地方交付税の在り方を一体的に見直す三位一体の改革において検討対象となり、平成 1 8 年、義務教育費国庫負担法改正によって国庫負担率が 3 分の 1 に引き下げられております。児童生徒数の減少や学校統廃合の進展による基礎定数の減や加配定数における小学校英語の専科教員の増などにより、加配定数は年度ごとの予算に左右されており、地方公共団体の安定的、計画的な教職員の採用、配置につながりにくくなっている現状があります。

こうした中、陳情にある、未来を担う子どもたちへのきめ細やかな指導と心の安定に資するためにも、教科担任制の配置増などの教職員定数改善が不可欠で、必要な財源を国が保証することによって、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが必要と考えます。国では、経済財政運営の基本指針の骨太の方針の原案には、子ども政策を、我が国社会の真ん中に据えてい

くとし、原案は、来年4月に予定するこども家庭庁創設を見据え、子育て支援政策の強化を打ち出しています。

以上のことを鑑みますと、学校をはじめとする教育の場は、今日、社会的な環境の変化の中で様々な影響を受けており、それに対応するような内容、方法による教育を行うことの必要性が高まっております。

よって、陳情第7号につきましては、採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【館大樹議員】 それでは、陳情第7号について、意見を申し上げます。

陳情者の要望事項としては、陳情書に記載のとおり、中学校での35人学級を早急に実施、30人学級の実現に向けて検討すること、教科担任制の配置増など教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元となっており、その趣旨、内容については賛同するところであります。

一方で、要望事項の実現を果たすには財源等の課題があることから、現実とどう折り合いをつけるかについても併せて検討する必要はあるのではないのでしょうか。例えば、頂いた参考資料の7ページを見てみますと、小学校高学年段階を中心とした教科担任制における調査研究では、取組効果として、勉強が分かるようになったという児童が増えたことや、悩みや相談ができる教員が増えたこと、生徒指導がしやすくなった、授業準備の効率化になることなどが挙げられています。このような効果を期待するのであれば、先生の数を考えるだけでなく、児童生徒一人一人に配付されているタブレット端末を利用して、授業そのものについては、分かりやすく教えられる先生や有名講師の動画配信に切り替えて、担任の先生は一人一人のフォローに回るといったことが実現できれば、人、金をかけることなく、求められる同様の効果を得られることも考えるべきではないのでしょうか。

いずれにせよ、効率化や別の方策からの検討という観点の必要性を感じながらも、趣旨、内容に賛同することから、陳情第7号について賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私からも、陳情第7号に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の陳情は、将来の伊勢原、日本を支え、担う子どもたちの教育環境の整備を目的に、教育現場で働く教職員の切実な声を基に提出されたものと受け止めています。超少子高齢社会の現在、労働人口が減少することで、一人一人が担う社会負担が大きくなってきています。その意味で、人を育てる教育課程の環境改善、向上は、将来の日本の国家観を左右する大切な意義を持っています。

その国の将来を担う人を育てる学校現場で、教職員の多忙化が社会問題となっていることは憂慮すべき事態であり、コロナ禍での対応は、厳しい状況に追い打ちをかけています。教職員が心身ともに健康でゆとりある環境の中で健全育成に当たっていただかない限り、学校教育自体の質を向上させることは難しいところでは。特に今回のような新型コロナウイルス感染症対応は、過去に経験のない問

題に直面しており、今まで以上にきめ細やかな対応が求められます。さらに、老朽化した校舎でのトイレや雨漏り対応、ギガスクールへの対応など、1つの課題が解決する前に、次の課題へ対応が求められる状況ではないでしょうか。

子どもたち一人一人の能力や性格、悩み、心配事、家庭環境にしっかり寄り添う体制づくりは一樣ではなく、短期に単一的にできるものではありませんし、そのほとんどの実践が、学校、教職員の対応に任されている現状において、少人数学級の必要性は、改正義務教育標準法に係る国会答弁で触れており、教職員の多忙化解消や、心技体に対する充実した教育環境を整えることは、現在の私たちに課せられた役割です。子どもたちを守る、学びの教育環境を守るを、伊勢原市で実践するため、あるべき教育環境、不足する教育環境改善に対する声を継続して国に届け、改善につなげる必要があります。

以上、申し上げた理由により、中学校での35人学級の早期実現、計画的な教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元の早期実現の必要性を求め、陳情に対する賛成の意見といたします。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、私も陳情第7号に採択の立場から意見を述べさせていただきます。

2021年3月、40年ぶりに公立小学校の学級人数の上限を35人に引き下げる改正義務教育法が成立。子どもたちにきめ細かい指導や感染症予防の体制を築くため、段階的に35人学級へ移行することになりました。文部科学省は、現在35人学級の実現に伴い、教職員配置に向け、教職員定数を2025年度までに毎年3000人超を増やす計画としています。学校は教科教育の場だけではなく、子どもの居場所であり、健やかな成長を促す場でなければなりません。これまでも、教職員の多忙により働き方改革が叫ばれている中で、さらに新型コロナウイルス感染症への対応など、教職員の皆様が子ども一人一人に丁寧に目配りすることがどんなに大変なことかと推察いたします。そのためにも、小学校のみならず、中学校の35人学級、さらには30人学級への実現に向け、全力で教員の確保に取り組まなければならないところでございます。

また、今年度から本格導入された小学校高学年の教科担任制は、専門性を持った教員によるきめ細やかな指導を行うことができ、子どもへのその効果も明らかであることが示されています。本年度の教科担任制の予算は950人分ですが、今後も教科担任制の推進のために、4年で本来の定数に加え3800人増とすることが合意されています。近年、子どもを取り巻く環境が複雑多様化する中で、子どもの教育環境も大きく変化しています。地域によって格差があってはならないことであり、国が責任を持って、誰一人取り残さない教育を整備しなければならないと思います。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度の負担割合の拡充が必須であると考え、以上の理由から、陳情第7号は採択といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第7号について、賛成の立場で意見を述べます。

本陳情は、1点目に、中学校での35人学級の早急な実施、30人学級の実現に向けて検討すること、2点目に、専門性の高い教科指導で教育の質の向上、複数教員による多面的な児童理解を通じた子どもたちの心の安定に資するため、教科担任制の配置増など教職員定数改善を推進すること、3点目に、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2の1に復元することを求めた陳情です。

改正義務標準法の成立により、40年ぶりに小学2年生から6年生までの学級規模を40人から35人に縮小するもので、5年で段階的に実施されます。今後さらなるきめ細やかな教育体制の実現に向けた30人学級の実現は、欧米先進諸国の20人～30人学級の状況を見ても当然の国の義務であると考えます。さらに中学校についても、文科大臣の国会答弁において、中学校を念頭に検討すると明言したとおり、早急な実施に踏み出すべきと考えます。教科担任制についても、専門性の高い教科指導や複数教員による多面的な児童理解により、子どもたちの心の安定に資する、こうした施策を進める上でも、より効果的に実施していく上では、効率化だけを求めるのではなく、多忙を極める教職員が一人一人の子どもたちと向き合える時間を確保する上でも、定数の改善が何よりも求められています。少子化の中、現状の制度で子どもの減少に教職員の数を合わせるのではなく、より充実させる方向にかじを切るべきです。そしてその保障となる財源については、先進国でも低水準の日本の教育予算を改善し、また、OECD加盟国平均にも満たない状況、これを改善していく必要があります。教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することも必須事項と考えます。

以上から、子どもたち一人一人が尊重され、大切にされる学校現場への転換を図れるよう、本陳情を採択すべきと考えます。

○委員長【米谷政久議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採決に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【米谷政久議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、

本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時 4 5 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 4 年 6 月 9 日

教育福祉常任委員会

委員長 米 谷 政 久